

多治見市告示第 233 号

是正請求事案（個人情報不存在決定（平成 25 年 7 月 18 日））についての異議申立て（教育推進課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成 21 年条例第 42 号）第 37 条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成 22 年規則第 28 号）第 22 条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成 26 年 10 月 20 日

多治見市長 古川 雅典

- 1 諮問事案 個人情報不存在決定（平成 25 年 7 月 18 日）についての異議申立て（教育推進課）事案
- 2 答 申 日 平成 26 年 10 月 6 日
- 3 結 論 個人情報不存在決定（平成 25 年 7 月 18 日）についての異議申立てについては、申立てを棄却すべきである。
- 4 事案概要 多治見市教育委員会教育推進課（以下「行為庁」という。）が、平成 25 年 7 月 18 日付けで、異議申立人に対して行った個人情報不存在決定について、文書を不存在としたことは問題であり、本件処分を不当として、平成 25 年 8 月 15 日付けで多治見市長に対して異議申立てを行ったものである。

- 5 審査会の判断 本審査会は、主に以下の点について検討し、判断をした。

（１）事件について

当審査会は、条例に基づき設置された付属機関であり、条例に規定された権限の範囲を越える、開示請求のあった文書作成の契機となっている事件そのものについての審査をすることはできないので、これについては判断をしない。

（２）学校における文書の保存について

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 3 項に「学校教育法施行令第 31 条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。」と規定されている。本件請求の文書と照らしてみた場合、具体的には 35 年前の指導要録等の保存期間は 20 年間である。

法令等に定めのある、学校において作成した文書の保存期間としては、これが最長の文書の保存期限とされている。

以上のことから、本審査会は、法令により定められた学校における文書の保存期間に照らし、本件請求に係る当時の指導要録等が20年間の保存であること、本件請求に係る文書が作成された時期が35年前であることから、開示請求の重要性に鑑み文書の存在を確認するための努力をしたうえで、法令の規定や学校における文書保存の状況などを勘案した結果、現存していない資料について「文書不存在」と決定した行為庁の判断は妥当なものであると考える。